

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県庁庁舎管理規則の一部を改正する規則

財産活用課

【告示】

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づき県税関係手続に係る知事が適当と認める書類及び方法の一部改正
（県例規集登載）

税務課

（県例規集登載）

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

健康推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更

”

○ 保安林の指定

治山課

【公告】

○ 農地を利用する権利の設定に関する裁定

農村振興課

○ 公共測量の実施

監理課

○ 令和三年度砂利採取業務主任者試験の実施

河川課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

目次

担当課（室）

○ ” ” ” ” ” ”

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

完了

【公安委員会】

○ 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

地域課

” ” ” ” ” ”

令和3年9月14日 岡山県公報 第12327号

◎岡山県規則第五十五号

岡山県庁庁舎管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年九月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県庁庁舎管理規則の一部を改正する規則

岡山県庁庁舎管理規則（平成八年岡山県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「岡山県庁分庁舎」の下に「（企業局の所有に係る部分を除く。）、岡山市中区小橋町一丁目一番二五号に所在する岡山県庁小橋町庁舎」を加える。

第五条第一項中「、第九条第二項及び第三項」を削り、「除く。」の下に「、岡山県議会議事務局組織規程（昭和四十一年四月一日制定）第二条に規定する課及び室並びに岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則（昭和三十一年岡山県教育委員会規則第十二号）第三条第一項に規定する課」を、「の長」の下に「並びに岡山県人事委員会事務局、岡山県労働委員会事務局及び岡山県監査事務局の次長」を加える。
別表に次のように加える。

| | | |
|------------|---------------|----|
| 小橋町 一階西 | 開扉 午前八時三十分 | 閉鎖 |
| 庁舎 二階北 | 閉扉 午後六時 | |
| 三階北 | | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和3年9月14日 岡山県公報 第12327号

◎岡山県告示第四百九十三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づき県税関係手続に係る知事が適当と認める書類及び方法（平成二十八年岡山県告示第九十号）の一部を次のように改正する。

令和三年九月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表第七条第一項第二号の項中「第十二条第三項第一号」を「第十二条第二項第一号」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第四百九十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和三年九月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

かわかみこどもクリニック

倉敷市新倉敷駅前五―一六―一

令和三年九月一日

◎岡山県告示第四百九十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

令和三年九月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

| 名 称 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|---------------------------------|---------|-----------------------|---------------------------------|----------|
| 訪問看護リハビリステーションほか T a m a n o | 医療機関の名称 | 訪問看護ステーションほか | 訪問看護リハビリステーションほか T a m a n o | 令和三年七月一日 |
| 訪問看護ステーションみつや倉敷 | 医療機関の名称 | 訪問看護リハビリステーション みつや | 訪問看護ステーションみつや倉敷 | 令和三年七月一日 |
| コーモト薬局駅前店 | 医療機関の名称 | レシピコーモト薬局 | コーモト薬局駅前店 | 令和三年九月一日 |

令和3年9月14日 岡山県公報 第12327号

◎岡山県告示第四百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和三年九月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林の所在場所

備前市麻宇那字塚谷二七一の一、二七三の三、二七七の一、字寺場一二四九、字畑ケ谷一二五三、字東山一二七五の二、字向山一二七六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和3年9月14日 岡山県公報 第12327号

〔三八一〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定する裁定をした。

令和三年九月十四日

一 農地の所在等

岡山県知事 伊原木 隆 太

| 所在及び地番 | 地目 | 面積（平方メートル） |
|----------------|----|------------|
| 岡山市東区邑久郷四八〇八番一 | 田 | 一、三三〇 |
| 岡山市東区邑久郷四八〇八番二 | 田 | 七二 |

二 農地を利用する権利の内容等

| 内容 | 始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|----------|---------------------|--------------|
| 田として利用 | 令和三年十月一日 | 権利の始期から令和十三年九月三十日まで | 一四、〇二〇円 |

三 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）
 理事長 京 博司
 岡山市中区古京町一丁目七番三六号

四 農地の所有者等の情報

名義人は死亡しており、その所有者が確知できない状態となっている。

五 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局に補償金を供託する。

令和3年9月14日 岡山県公報 第12327号

〔三八二〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、赤磐市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和三年九月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| | |
|------------------------|-------|
| 赤磐市全域 | 測量区域 |
| 公共測量（写真地図（レベル一〇〇〇）） | 測量の種類 |
| 令和三年十月十日から令和四年二月二十八日まで | 測量期間 |

令和3年9月14日 岡山県公報 第12327号

〔三八三〕砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、令和三年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和三年九月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験場所

岡山市中区西川原二五五番地

おかやま西川原プラザ 第七会議室

二 試験期日

令和三年十一月十二日（金曜日）午前十時から正午まで

三 受験願書等の受付期間

令和三年九月十七日（金曜日）から同年十月十四日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。ただし、郵便又は信書便による送付の場合は、同日の消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

四 受験願書等の提出先

郵便番号 七〇〇一八五七〇

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県土木部河川課

五 受験手数料

八千二十円（受験願書に相当額の岡山県収入証紙を貼り付けて納付すること。）

六 その他

1 受験願書等及び試験実施案内書は、岡山県土木部河川課、各県民局建設部（各地域事務所建設部を含む。）、岡山市下水道河川局下水道河川計画課及び倉敷市建設局土木部土木課で交付する。

また、岡山県土木部河川課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/64/>）からダウンロードすることもできる。

2 受験手続についての問い合わせは、岡山県土木部河川課（電話〇八六一二二六―七四七八）又は各県民局建設部（各地域事務所建設部を含む。）に行うこと。

令和3年9月14日 岡山県公報 第12327号

〔三八四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年九月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三輪字宮前一九六一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市宮前七一四フラワーシティ二〇三

内田 優矢

三 許可年月日及び許可番号

令和三年七月二十八日岡山県指令建指第一五二号

令和3年9月14日 岡山県公報 第12327号

〔三八五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年九月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字蓮池下五六〇―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市西郡八三―ールミエールC二〇―号室

桑田 伸也

三 許可年月日及び許可番号

令和三年五月十一日岡山県指令建指第四二号

令和3年9月14日 岡山県公報 第12327号

〔三八六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年九月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

和気郡和気町矢田字沼田五一二―一、五一三―一、五一三―三、五一四―一、五一四―二、五一四―三、五一六―一、五一六―二、五一六―四、字横道東五一七―一、五一七―三、五二一―一、五二一―二、五二一―四、五二七―一、五二八―一、五二八―三、五二九―一、五三二―一、五三二―二、六〇二、六〇三、六〇四、六〇五、六〇五―三、六〇八―一、六〇八―二、六〇八―三、六〇八―四、六〇九―一、六〇九―三、六〇九―四、六一〇―一、六一〇―三、六一〇―四、六一〇―五、字沼田六一―一、六一一―二、六一一―三、六一一―八、六一一―九、六一一―一〇、六一一―一一、六一三―一、六四八―一、六七二―一、六七二―二、六八〇―一、六八〇―三、六八六―一、六八六―三、六八七―一、六八七―三、六八七―四、六八七―六、六八七―七、字薬師面六八八、六八八―二、六八八―三、六九二、六九三、字横道上ミ六九六、六九六―二、六九六―三、字薬師面東七〇三一―一、七〇三―二、字横道東角七〇四、七〇四―二、七〇四―三、字長円七一〇―一、七一〇―二、七一〇―三、七一〇―五、七二一―一、七二一―三、七二一―六、七二二―一、字薬師面七二四―一、七二六―一、七二八―一、七二九、字薬師面東七三〇―一、七三〇―二、七三〇―三、七三〇―六、七三〇―七、字長円七三一―一、七三一―二、七三二―二、七三二―四、七三四、七三五、七三六―一、七四二―三、七四四―一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

和気郡和気町尺所五五五

和気町長 草加 信義

三 許可年月日及び許可番号

令和三年九月三日岡山県指令建指第一九七号

令和3年9月14日 岡山県公報 第12327号

〔三八七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年九月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字西延五一二―二、五一二―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市中区平井一六八一―ラ・パルテール平井式番館二〇二

伊藤 圭輔

伊藤 春希

三 許可年月日及び許可番号

令和三年七月十四日岡山県指令建指第一三九号

令和3年9月14日 岡山県公報 第12327号

〔三八八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年九月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市久米字八ノ坪三〇八一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市上東二五〇一―アムルーズB棟二〇六

小原 知也

小原加奈子

三 許可年月日及び許可番号

令和三年七月二十六日岡山県指令建指第一四七号

〔三八九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和三年九月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

和気郡和気町矢田字沼田五二二一、五一三一一、五一三二三、五一四一一、五一四一二、五一四一三、五一六一一、五一六一二、五一六一四、字横道東五一七一、五一七二三、五二二一一、五二二一二、五二二一四、五二七一、五二八一、五二八一三、五二九一一、五三二一一、六〇二、六〇三、六〇四、六〇五、六〇五十三、六〇八一、六〇八一二、六〇八一三、六〇八一四、六〇九一一、六〇九一三、六〇九一四、六一〇一一、六一〇一三、六一〇一四、六一〇一五、字沼田六一一、六一一一二、六一一一三、六一一一八、六一一一九、六一一一〇、六一一一一、六一三一一、六四八一一、六七二一一、六七二一二、六八〇一一、六八〇一三、六八六一一、六八六一三、六八六一五、六八七一、六八七二三、六八七一四、六八七一六、六八七一七、字薬師面六八八、六八八一、六八八一三、六九二、六九三、字横道上ミ六九六、六九六一、六九六二三、字薬師面七〇三一一、七〇三一二、字横道東角七〇四、七〇四一二、七〇四一三、字長円七一〇一一、七一〇一二、七一〇一三、七一〇一五、七二一一一、七二一一三、七二一一六、七二二一一、字薬師面七二四一一、七二六一、七二八一、七二九、字薬師面東七三〇一一、七三〇一二、七三〇一三、七三〇一六、七三〇一七、字長円七三一一、七三一一二、七三二一二、七三二一四、七三四、七三五、七三六一、七四二一三、七四四一一

二 公共施設の種類

道路、水路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

和気郡和気町尺所五五五

和気町長 草加 信義

五 許可年月日及び許可番号

令和三年九月三日岡山県指令建指第一九七号

◎岡山県公安委員会規則第十二号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年九月十四日

岡山県公安委員会

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成六年岡山県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一号の表柳川交番の項中「蕃山町一番二〇号」を「中山下一丁目一番三六号」に改める。

第九号の表山田駐在所の項中「大藪」を「大藪」に改める。

第十四号の表神島駐在所の項中「神島外」を「神島外浦」に改める。

附 則

この規則は、令和三年九月十六日から施行する。